

高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月17日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている飲料水供給施設使用者を支援するために実施する高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業（以下「給付事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達成するために、高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金として市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 飲料水供給施設 井戸水、湧水その他の本市の水道以外の水を飲料水等の生活用水として使用するための設備又は施設をいう。
- (3) 飲料水供給施設使用者 飲料水供給施設を使用している者であつて、当該者又はその世帯に属する者が当該飲料水供給施設を管理又は共同管理（維持に係る負担金等の支払を含む。）しているものをいう。
- (4) 基準日 令和8年5月1日をいう。
- (5) 対象世帯 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯をいう。
- (6) 給水契約 本市の水道事業による給水契約をいう。
- (7) 水道基本料金の減免 高知市上下水道局が実施する令和8年7月から令和8年10月までの検針分に係る水道基本料金の減免をいう。

(実施主体)

第3条 給付事業の実施主体は、市とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、飲料水供給施設使用者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象世帯の世帯主であつて、基準日から第6条の申請（以下「申請」という。）の日（以下「申請日」という。）までの間において継続して当該住民基本台帳に記録されているもの
  - (2) 前号の規定にかかわらず、対象世帯の世帯主が死亡又はその対象世帯から転出等している場合にあつては、当該対象世帯を構成する他の者であつて申請日において世帯主となっているもの
  - (3) 基準日において対象世帯に属する者の全員が住所地において給水契約を締結しておらず、かつ、水道基本料金の減免を受ける見込みがないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳上の世帯の分離等により同項第1号又は第2号に規定する要件を満たす者が同じ住所につき複数ある場合（二世帯住宅その他の同一建築物内において複数の世帯が構造上独立した住居に居住している場合を除く。）は、これらの者を代表して申請を行う1名を給付対象者とする。

(給付金の給付)

第5条 市長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

- 2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の額は、2,850円を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。
- 3 給付金の給付は、一の対象世帯につき1回限りとする。

(給付金の給付申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金給付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書兼請求書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第7条 申請の受付は、令和8年5月1日から行うものとする。

2 申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年7月31日とする。

(給付の決定)

第8条 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めるときは当該申請をした給付対象者に対し給付金を給付し、適当でないときとは所定の高知市飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金給付却下通知書により当該給付対象者に通知するものとする。

(申請書兼請求書の補正が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定により給付金の給付決定（以下「給付決定」という。）を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書兼請求書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により、令和8年12月28日までに給付金を給付できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付決定を受けた給付対象者（以下「給付決定者」という。）が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、当該給付決定を取り消すものとし、給付を行った給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、給付決定者が水道基本料金の減免を受けたことが明らかになったときは、その給付決定の一部又は全部を取り消し、当該水道基本料金の減免の額に相当する額について返還を求めることができる。

(調査等)

第11条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に給付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。